

須恵町下水道事業

経営戦略

—令和5年度～令和14年度—

農業集落排水事業

水
と
緑
と
光
の
町



令和5年3月

須恵町

目次

第1章 改定の趣旨	1
1-1 改定の経緯	1
第2章 事業の概要	2
2-1 施設	2
2-2 下水道使用料	5
2-3 組織	6
2-4 民間活力の活用等	7
第3章 将来の事業環境	8
3-1 各人口	8
3-2 有収水量	10
3-3 下水道使用料収入	10
第4章 経営における現状と課題	11
4-1 施設における現状と課題	11
4-2 経営指標の現状と課題	12
第5章 経営基本方針	13
5-1 経営基本方針	13
5-2 取組方針	13
5-2-1 地震対策	13
5-2-2 老朽化対策	13
5-2-3 維持管理	13
5-2-5 経営基盤の構築	14
5-3 数値目標	14
第6章 投資・財政計画	15
6-1 投資資産	15
6-1-1 収益的支出	15
6-1-2 資本的支出	16
6-2 財源資産	18
6-2-1 収益的収入	18
6-2-2 資本的収入	19
6-3 財政シミュレーション	21
6-4 投資・財政計画の決定	21
6-4-1 財政シミュレーション結果の検討	21
6-4-2 投資・財政計画 (Case1) 1/2	22
6-4-2 投資・財政計画 (Case1) 2/2	23
6-4-3 投資・財政計画 (Case2) 1/2	24
6-4-3 投資・財政計画 (Case2) 2/2	25
6-4-4 投資・財政計画 (Case3) 1/2	26
6-4-4 投資・財政計画 (Case3) 2/2	27
第7章 今後の考え方・検討状況	28

7-1 投資.....	28
7-2 財源.....	28
7-3 投資以外の経費.....	28
第8章 進行管理.....	29
8-1 推進体制と進捗管理.....	29
8-2 施策の取り組みによる効果の検証.....	29

第1章 改定の趣旨

1-1 改定の経緯

須恵町の下水道処理人口普及率(須恵町の人口のうち、農業集落排水事業の下水道を利用することができる住民の割合)は、令和3年度末で2.4%となっています。整備は既に完成しています。

須恵町では平成3年から農業集落排水事業に着手していることから、今後整備され老朽化した下水道施設の更新等もこの先必要になりますが、公共下水道事業が令和12年度に概成した後、令和17年度に農業集落排水事業を公共下水道事業に切り替える予定です。

また、須恵町では令和6年4月1日より地方公営企業法を全部適用することで、事業の財政状態と経営成績の把握・分析、投資計画と財政計画の収支が均衡する健全な事業経営の実現を推進する計画です。将来にわたり継続的かつ安定的な事業運営を可能とする必要があることから、平成28年度に策定した中長期の経営の基本計画である「須恵町下水道事業経営戦略 農業集落排水事業」の改定を行いました。中長期的な視点から経営基盤の強化に取り組むことができるように計画期間を10年間(令和5年度から令和14年度)とします。

第2章 事業の概要

2-1 施設

(1) 施設及び設備の状況

令和3年度末時点での下水道施設整備状況は次のとおりです。

表1 施設及び設備の状況

事業	施設区分	数量	備考
農業集落排水	管路施設	11km	マンホールポンプ場7箇所含む
	処理場	2箇所	皿山処理場 古の添処理場

(2) 供用開始年度(供用開始後年数)

須恵町の下水道事業に関する供用開始年度及び供用開始後年数を下表に示します。平成3年に農業集落排水事業として整備に着手し、平成8年3月供用を開始し進めてきました。今後、将来老朽化対策事業費の増加が見込まれますが令和17年度に処理場を廃止し公共下水道事業に切り替える予定です。

表2 供用開始年度及び供用開始後年数

事業	供用開始年度	供用開始後年数
農業集落排水	平成8年度	26年

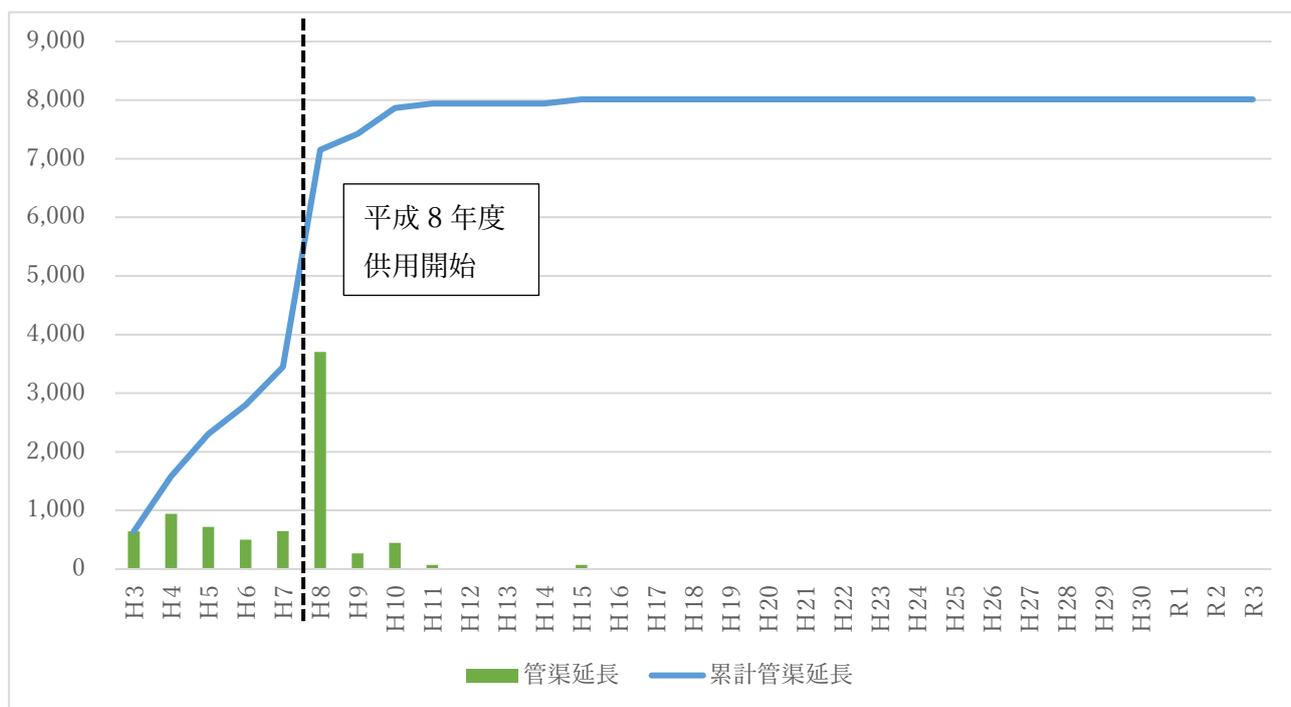


図1 年度別管路施設整備延長の推移

(3) 法適・非適の区分

須恵町の農業集落排水事業は、現在法非適用ですが令和6年度より地方公営企業法の全部適用を予定しています。

(4) 処理区域内人口密度

須恵町の処理区域内人口密度は次に示すとおりです。

表3 処理区域内人口密度

事業	処理区域面積	処理区域内人口	処理区域内人口密度
農業集落排水	63ha	710人	11人/ha

※数量は、令和3年度末時点のものです。

(5) 処理場数の有無

須恵町の農業集落排水事業の処理場数は2箇所になります。

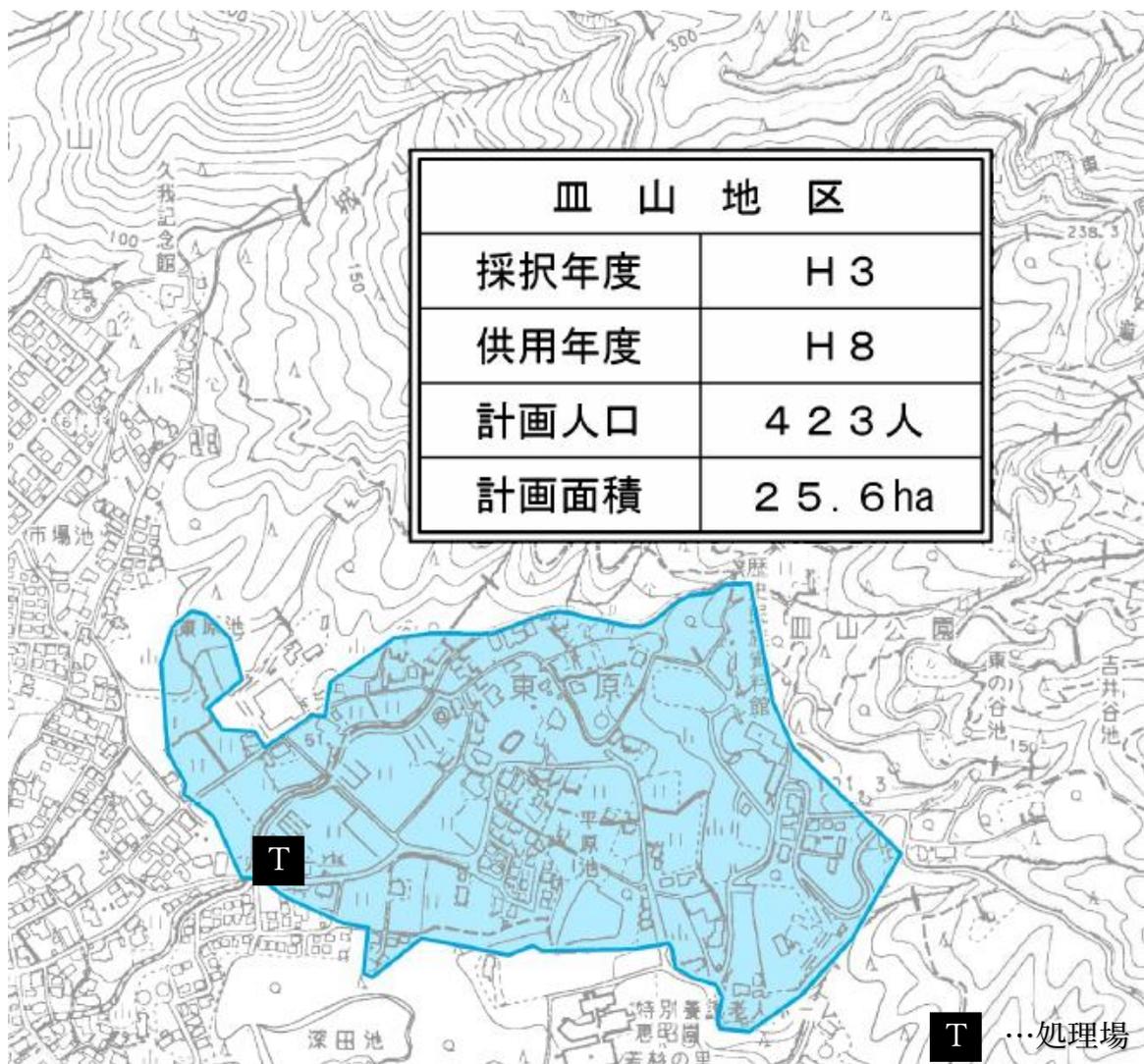


図2 皿山地区の概要図

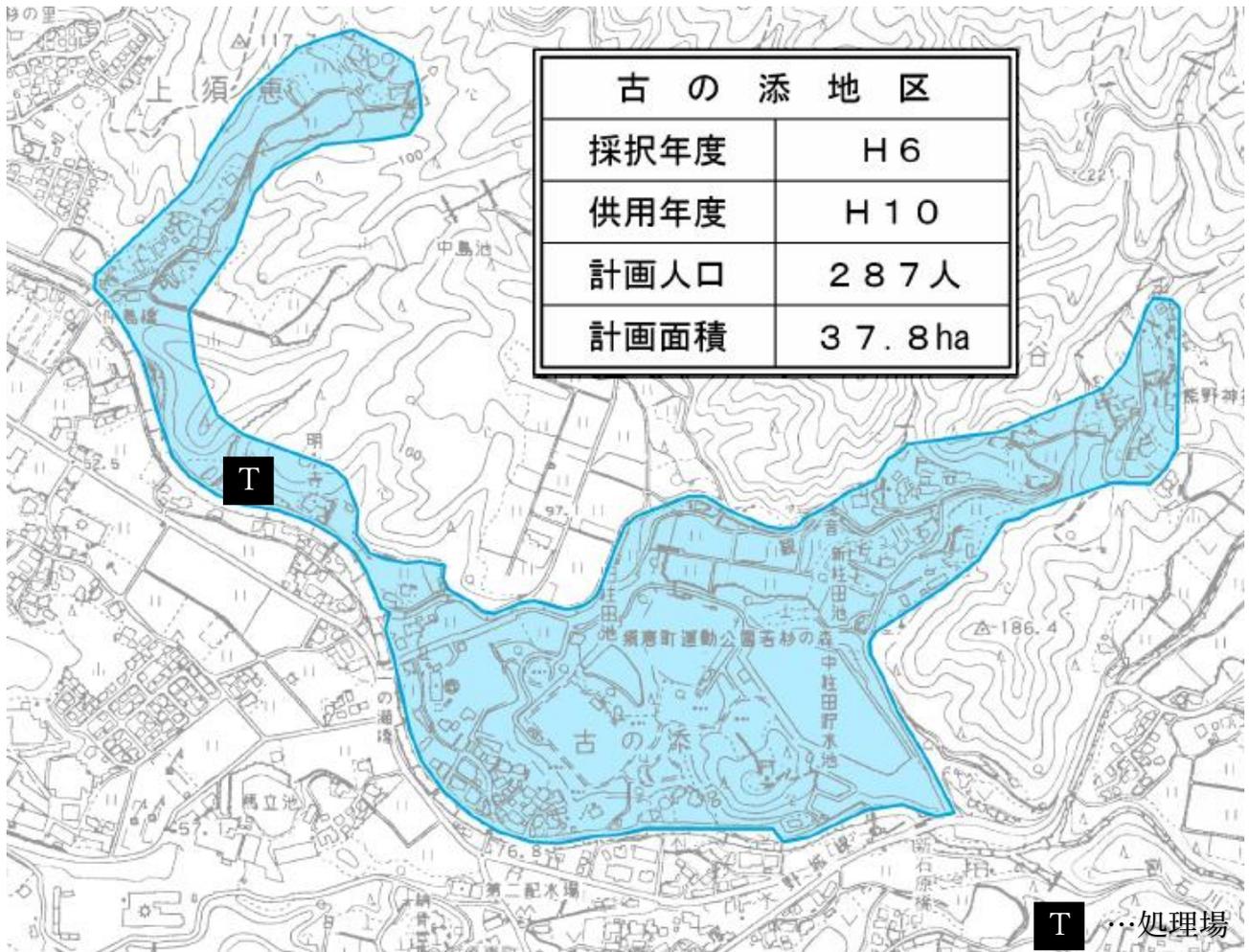


図3 古の添地区の概要図

(6) 広域化・共同化・最適化実施状況

公共下水道事業が令和12年概成後、令和17年度に農業集落排水事業である皿山地区・古の添地区の処理場を廃止し公共下水道事業に切り替える予定です。

2-2 下水道使用料

(1) 下水道使用料の概要・考え方

須恵町の下水道使用料は、表4に示す通り汚水排除量に応じて基本料を定めた従量制で、汚水排除量に応じて超過料金を変動させる累進制を採用しています。

表4 下水道使用料単価表

基本使用料	汚水排出量 10 立方メートルまで	1,100 円
従量使用	汚水排出量	使用料1立方メートルにつき
	10 立方メートルを超え 30 立方メートルまでの部分	150 円
	30 立方メートルを超え 50 立方メートルまでの部分	200 円
	50 立方メートルを超え 100 立方メートルまでの部分	220 円
	100 立方メートルを超える部分	270 円

令和3年度での条例上の使用料と実質的な使用料は次のとおりとなります。条例上の使用料とは、一般汚水における 20 m³あたりの下水道使用料です。実質的な使用料とは、下水道使用料収入の合計を有収水量の合計で除した値に 20 m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)です。

表5 条例上の使用料・実質的な使用料(金額は税込み)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
条例上の使用料 (20 m ³ /月(円))	2,860	2,860	2,860
実質的な使用料 (20 m ³ /月(円))	2,725	2,696	2,695

2-3 組織

(1) 部門別職員数

部門別職員数は、次に示すとおりです。今後令和 17 年度に公共下水道事業に切り替える予定であることから、下水道事業を適正に運営していくために、業務の効率化、組織の見直し、必要な定数管理等を行っていく必要があります。

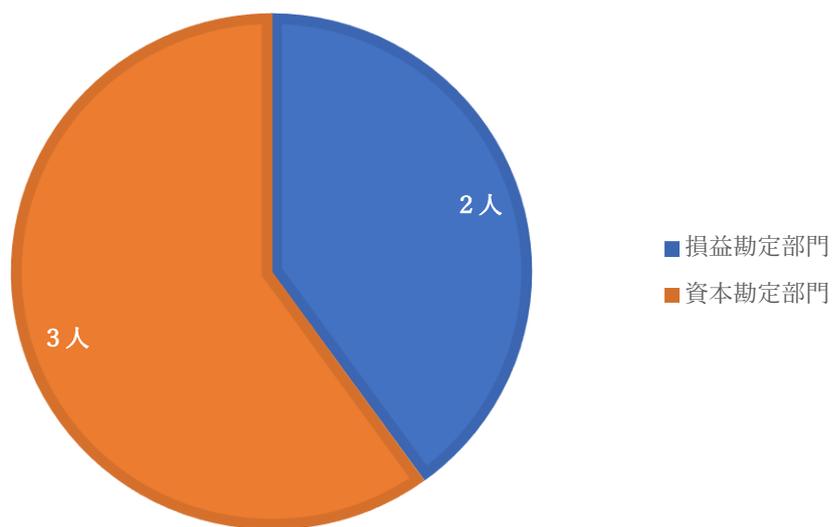


図3 部門別職員数

(2) 事業運営組織

組織は現在、「上下水道課」の、「下水道係」、「管理係」、で執り行っています。

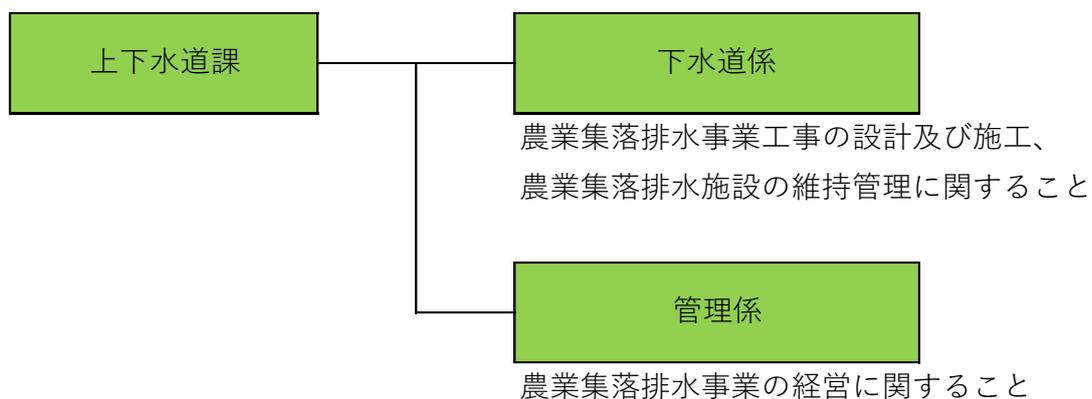


図4 組織図

2-4 民間活力の活用等

(1) 民間活用の状況

(ア) 民間委託

民間委託については、須恵町では該当もなく予定もありません。

(イ) 指定管理者制度

処理場等の運転、保守点検、補修、清掃等や管路施設の保守点検、補修、清掃等あるいは使用料の徴収管理等がありますが、現在のところ、須恵町では該当ありません。

(ウ) PPP・PFI

PPP・PFIについては、須恵町では該当もなく予定もありません。

(2) 資産活用の状況

(ア) エネルギー利用

下水熱利用、消化ガス発電、下水汚泥の燃料化等がありますが、現在のところ、須恵町では該当ありません。

(イ) 土地・施設等利用(未利用土地、施設活用等)

下水道管路施設を活用した光ファイバー網の敷設、処理場等の施設上部への太陽光発電設備の設置等がありますが、現在のところ、須恵町では該当ありません。

第3章 将来の事業環境

3-1 各人口

(1) 総人口

平成28年(2016年)3月に策定した「須恵町人口ビジョン」では、令和22年(2040年)の将来人口を28,000人と設定しています。令和2年(2020年)国勢調査が実施され、須恵町の人口は28,628人となり、人口ビジョン数値を大きく上回ることとなりました。

令和2年(2020年)国勢調査を受け、国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という。)が示す令和22年(2040年)の推計値は28,390人となり、本町の推計値に近いものとなっています。

須恵町は、社人研が採用する推計方法(コーホート要因法)を採用するとともに、国土技術政策総合研究所が作成した「将来人口・世帯予測ツール」を活用し、独自の人口推計を行っています。下記のグラフは人口推計(案)に基づいたものとなります。



図4 総人口の推計

(2) 下水道処理人口

下水道処理人口の推計値は、令和3年度末710人ですが、整備も完成しているため今後も増減はないものとして算出しています。

※令和17年度に廃止し公共下水道事業に切り替える予定のため、令和17年度までの推計となっています。(以下同じ)



図5 下水道処理人口の推計

(3) 水洗化人口

水洗化人口の推計値は、令和3年度末649人ですが、整備も完成しているため今後も増減はないものとして算出しています。

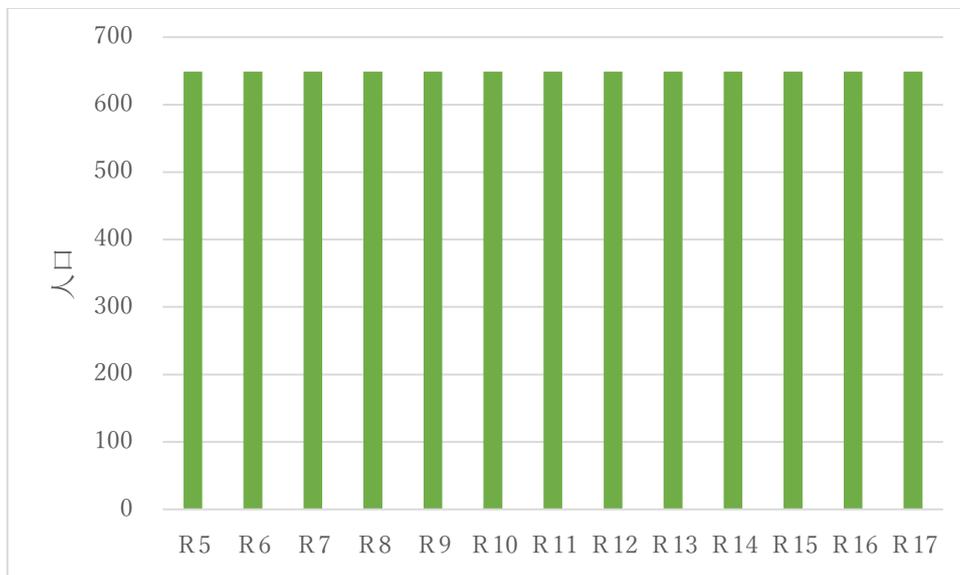


図6 水洗化人口の推計

3-2 有収水量

有収水量の推計値は、令和3年度における有収水量 48,700 m³ですが、整備も完成しているため今後増減はないものとして同値で算出しています。



図7 有収水量の推計

3-3 下水道使用料収入

【下水道使用料収入の推計】

現行の下水道使用料水準(166 円/m³)で推計した結果、下水道使用料収入は、下記のようにになります。

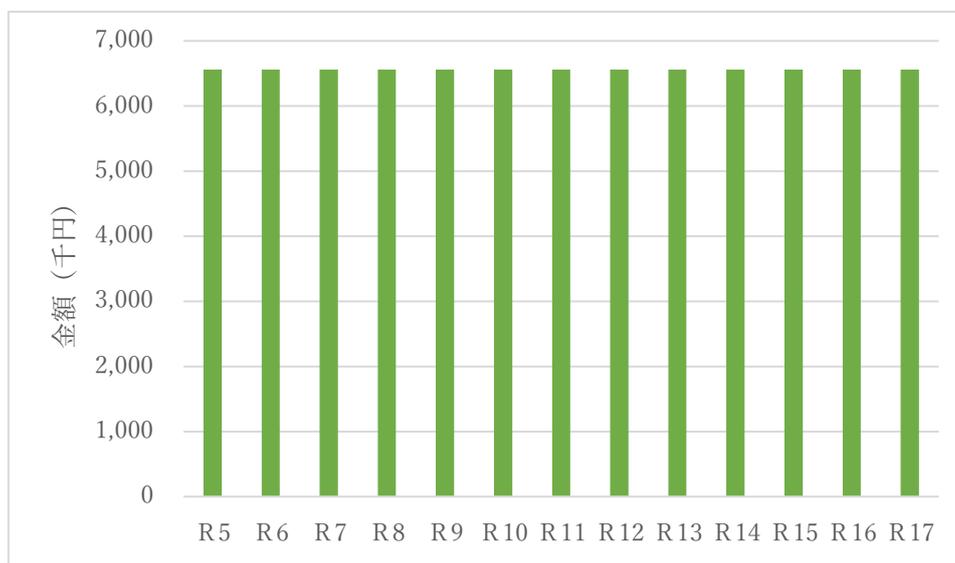


図8 下水道使用料収入の推計

第4章 経営における現状と課題

4-1 施設における現状と課題

現状と課題については、農業集落排水事業に関連する内容を挙げています。

(1) 地震対策

(ア) 現状

令和3年度末現在、平成28年に業務継続計画(BCP)を策定し、災害の影響を最小限に抑え、仮に被災しても可及的速やかに復旧できる取り組みを行っています。

(イ) 課題

地震対策は、施設の耐震化の促進や町の組織体制の充実等、優先度やリスク、費用対効果等を明らかにして、経営を圧迫しないよう戦略的に進める必要があります。

(2) 老朽化対策

(ア) 現状

須恵町は平成3年から農業集落排水事業に着手しており整備は完成しています。処理場、管路施設等の改築・更新について、現在耐用年数は経過していませんが、下水道ストックマネジメント計画等の見直しを行い、今後は下水道管長寿命化対策等も検討し改築・更新を進めていきます。

(イ) 課題

処理場、管路施設等の改築・更新は、令和17年度に公共下水道事業に切り替える予定がありますので、そのことを踏まえ下水道ストックマネジメント計画に基づき計画的かつ効果的に進めていく必要があります。施設の老朽化対策等は開発等により受贈された施設の編入時期を考慮して段階的に進める必要があります。

(3) 維持管理

(ア) 現状

須恵町では、効率的な管理に必要な下水道台帳システムにて管理をしていますが、広域化・共同化・最適化により令和17年度に公共下水道事業に切り替える予定で進めています。

(イ) 課題

令和6年4月1日の地方公営企業法の全部適用を予定していますので、そのことにより的確な財務管理を基に、事業費用の推計(財政シミュレーション)を行う必要があります。また、令和17年度に公共下水道事業に切り替える予定のため、そのことを踏まえ財政シミュレーションを行い、アセットマネジメント体制を確立させることが重要となります。

4-2 経営指標の現状と課題

(1) 経営比較分析表による現状分析

総務省では、公営企業の経営及び施設の状況を表す主要な経営指標とその分析で構成される「経営比較分析表」を公表しています。須恵町の下水道事業については令和2年度の経営比較分析表で次のとおりとなっています。本戦略では、経営比較分析表に示されている各種指標のうち、経営の健全性を表す指標を用いて現状分析しています。

表6は、各指標の経年変化を示しています。

須恵町の下水道事業は令和6年4月1日に地方公営企業法を全部適用し、公営企業会計に移行する予定です。平成29年度から令和3年度まで官公庁会計の数値で税込み金額となっています。

表6 経営の健全性を示す指標の経年変化

年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度
収益的収支比率	60.64%	57.08	56.85	64.88	66.80%
企業債残高対事業規模率	0%	0%	0%	0%	0%
経費回収率	58.19%	42.89%	22.76%	33.18%	48.40%
汚水処理原価	258.97円	345.69円	598.53円	406.33円	278.4円
施設利用率	45.86%	44.90%	40.45%	43.31%	42.68%
水洗化率	92.54%	92.96%	91.41%	91.41%	91.41%

出典:「経営比較分析表総務省」

- 収益的収支比率
単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが必要となります。須恵町の状況は100%を下回っているため、下水道使用料改定等の経営改善に向けた取り組みを行ってまいります。
- 企業債残高対事業規模比率
当該指標については、明確な判断基準はないと考えられています。しかし、分析にあたっては、投資規模、下水道使用料水準、必要な事業を先送りしていないか等に留意する必要があります。
- 経費回収率
100%を下回っています。厳しい状況が続いていますが、改善のため広域化・共同化・最適化により、令和17年度に公共下水道事業に切り替える予定で進めています。このことを踏まえ適正な下水道使用料収入の確保及び汚水処理に要する費用の削減に努めてまいります。
- 汚水処理原価
各年度を通して高い水準になっています。汚水処理原価は、下水道使用料単価を下回っているのが理想ですが厳しい状況が続いています。広域化・共同化・最適化により、適正な下水道使用料収入の確保及び汚水処理に要する費用の削減を行ってまいります。
- 水洗化率
事業が完成しているため、増減はほとんどありません。

第5章 経営基本方針

5-1 経営基本方針

現在農業集落排水事業に関しては、管渠施設等の更新を考えると厳しい状況ではありますが、令和17年度に広域化・共同化・最適化に伴い農業集落排水事業の処理場2箇所を公共下水道事業に切り替える予定で計画を進めています。広域化・共同化・最適化により経営基盤も強化され、財政マネジメントも向上します。経営方針に関しては、令和6年4月1日に地方公営企業法を全部適用し、将来の安定的な経営を実現することを目指します。

5-2 取組方針

5-2-1 地震対策

(1) 方針

大規模地震時でも下水道の機能を確保するための対策を推進していきます。

(2) 具体的な取り組み内容

- ・管路施設の耐震化(分流式污水)
- ・業務継続計画(BCP)の実行性の向上
- ・地震被害への備え、緊急対応の周知

5-2-2 老朽化対策

(1) 方針

下水道機能の確実性を保つため、施設の老朽化に対して予防保全型の対策を講じます。

(2) 具体的な取り組み内容

- ・下水道ストックマネジメント計画の見直し
- ・ポンプ施設の調査点検、改修計画策定、改修の実施

5-2-3 維持管理

(1) 方針

管渠に関して、耐用年数はまだ経過していませんが、マンホール蓋やマンホールポンプ等の維持管理に関して、健全で効率的な維持管理の最適化を目指します。

(2) 具体的な取り組み内容

- ・現場巡視、点検、調査等のデータを蓄積し、今後の維持管理、改築更新に活用するためデータ化
- ・更新等を適切な時期に計画的に実施し、施設を健全な状態に保つ最適維持管理の実施
- ・管渠の詰まり等のリスクを回避するための計画的な洗管計画

5-2-5 経営基盤の構築

(1) 方針

持続可能な下水道経営の基盤(財政・体制)を確立します。

(2) 具体的な取り組み内容

- ・適正な下水道使用料水準の検討
- ・下水道使用料収納率改善の取り組み
- ・組織体制の充実
- ・職員研修の充実

5-3 数値目標

本戦略期間中での数値目標は、P21「6-3 財政シミュレーション」による Case2 の令和 10 年度に下水道使用料を改定する場合を数値目標とし、次のとおり設定しています。

表 7 数値目標

項目	目標			望ましい方向
	令和 3 年度	令和 10 年度	令和 14 年度	
基準外繰入金 (百万円)	7.0	12.8	4.8	↘
収益的収支比率 (%)	66.8	99.2	101.4	↗
企業債残高対事業規模比率 (%)	0	0	0	↘
経費回収率 (%)	48.4	37.0	63.3	↗
汚水処理原価 (円/m ³)	276.7	395.2	231.1	※1
施設利用率 (%)	42.7	44.0	45.0	↗
水洗化率 (%)	91.4	92.0	92.4	↗

※1 明確な数値基準はありません。目標値は効率的な汚水処理を実施するための適切な数値を目標としています。

第6章 投資・財政計画

6-1 投資資産

ここで示す金額は、税込み金額です。

6-1-1 収益的支出

(1) 修繕費

マンホールポンプ場は計画的に修繕を行う形で計上しています。年度によって耐用年数が経過する数が違うので修繕費に差があり、発生しない年度もあります。そのため下記グラフのように費用が前後しています。

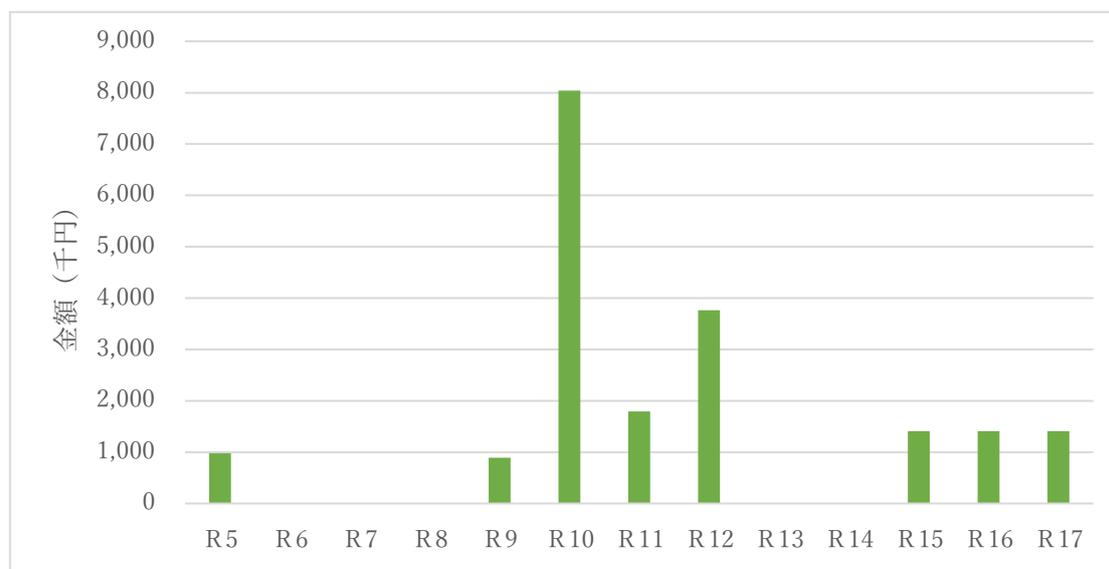


図9 修繕費の推計

(2) 企業債利息

償還計画に基づいて計上しています。利子の利率が高い時代に借入れた分の償還が終わってきているため年々減少しています。

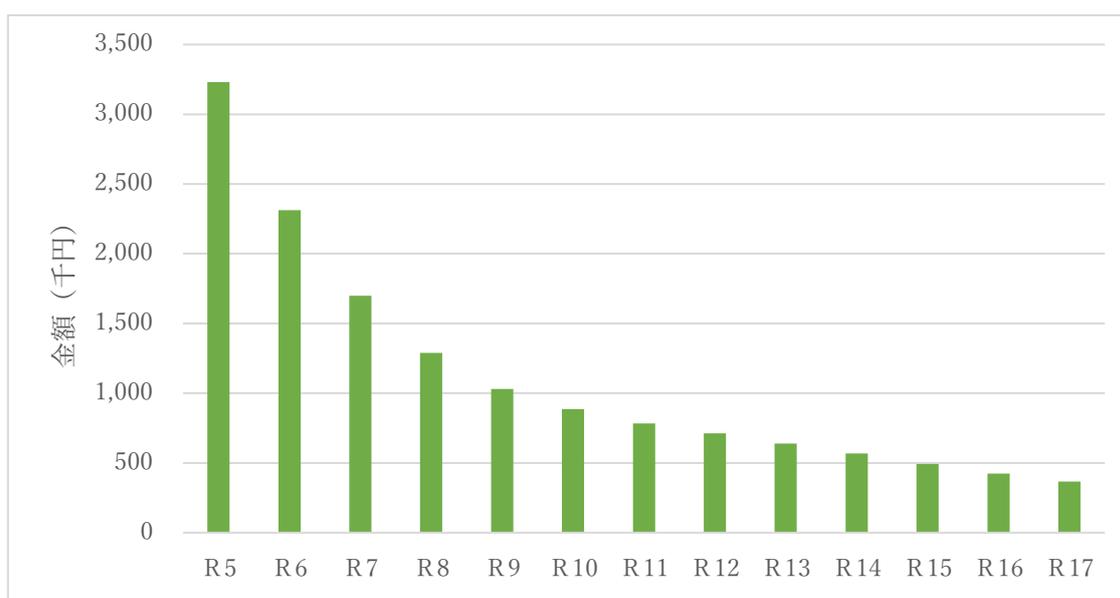


図10 企業債利息の推計

6-1-2 資本的支出

資本的支出の大半を占めるのが、地方債償還金となります。年々減少傾向にあります。

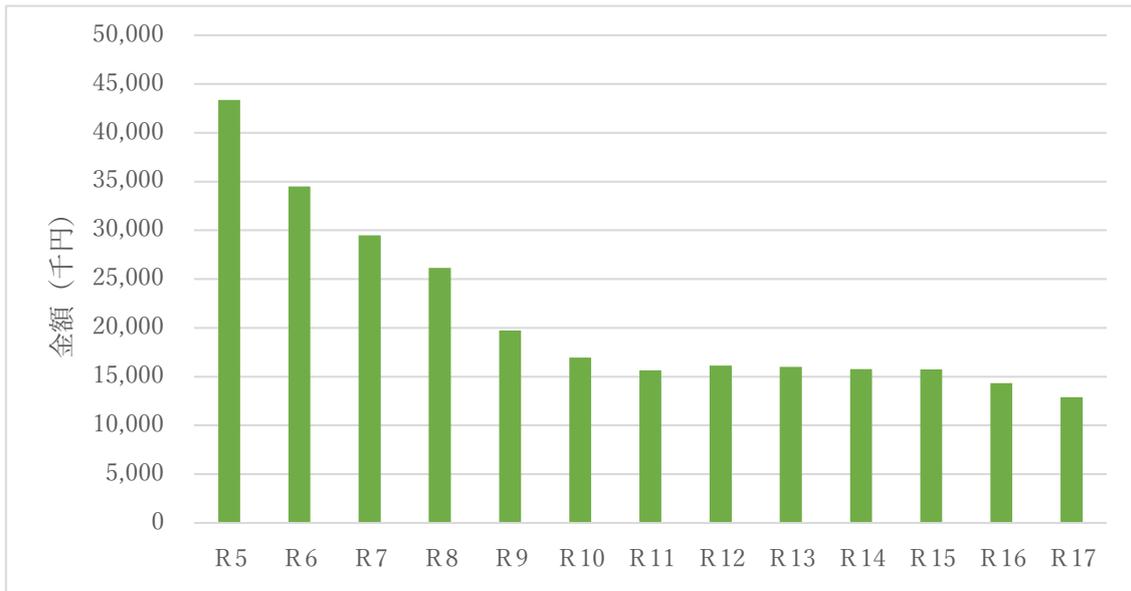


図 11 投資額の推計

(1) 建設改良費

建設改良費に関しては、事業が完了しています。令和 17 年度には公共下水道事業に切り替える予定で進めており、耐用年数も経過していないため、令和 5 年度に少額の計上はありましたが、それ以降はありません。

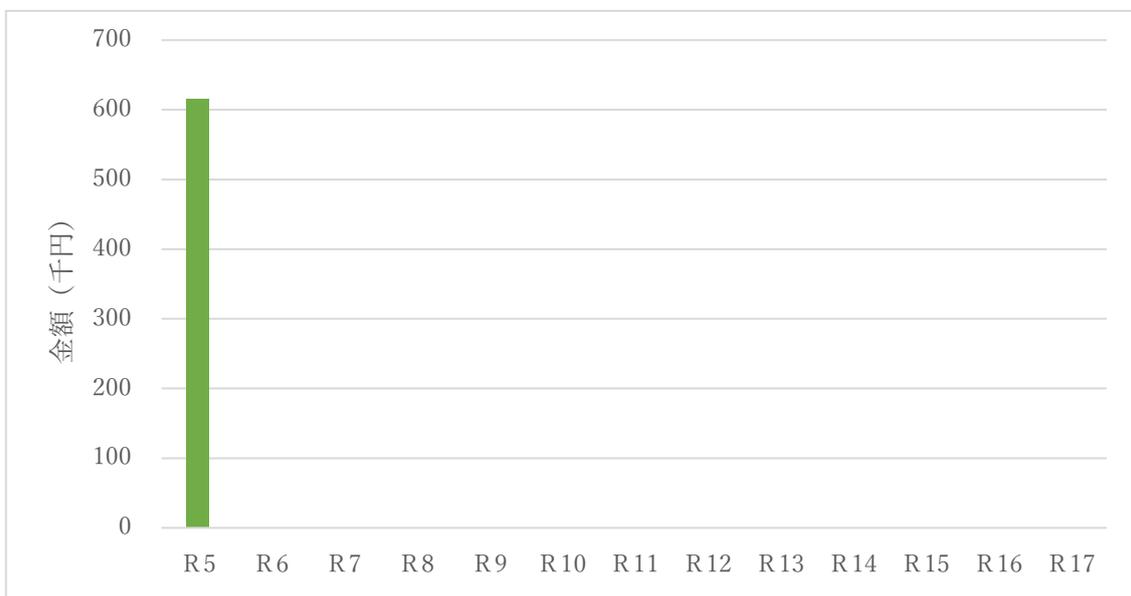


図 12 建設改良費の推計

(2) 企業債元金償還額

償還計画に基づいて計上しています。事業は完成しているため年々減少しています。令和 10 年度に整備のために借りていた償還が終了し、令和 11 年度以降の償還は資本費平準化債の償還が主な償還となっています。

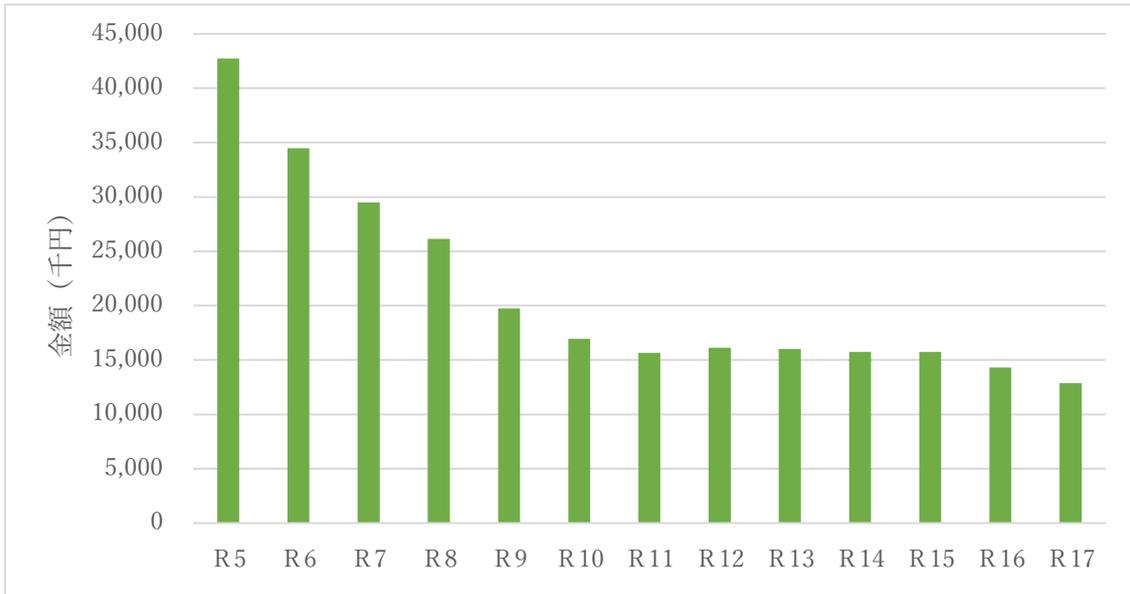


図 13 企業債元金償還額の推計

6-2 財源資産

ここで示す金額は、税込み金額です。

6-2-1 収益的収入

(1) 下水道使用料

整備が完了しており、現状の下水道使用料の増収は見込めませんので同額で計上しています。老朽化施設の更新等を考えると厳しい状況です。令和 17 年度の広域化・共同化・最適化後、独立採算の経営ができるよう目指します。

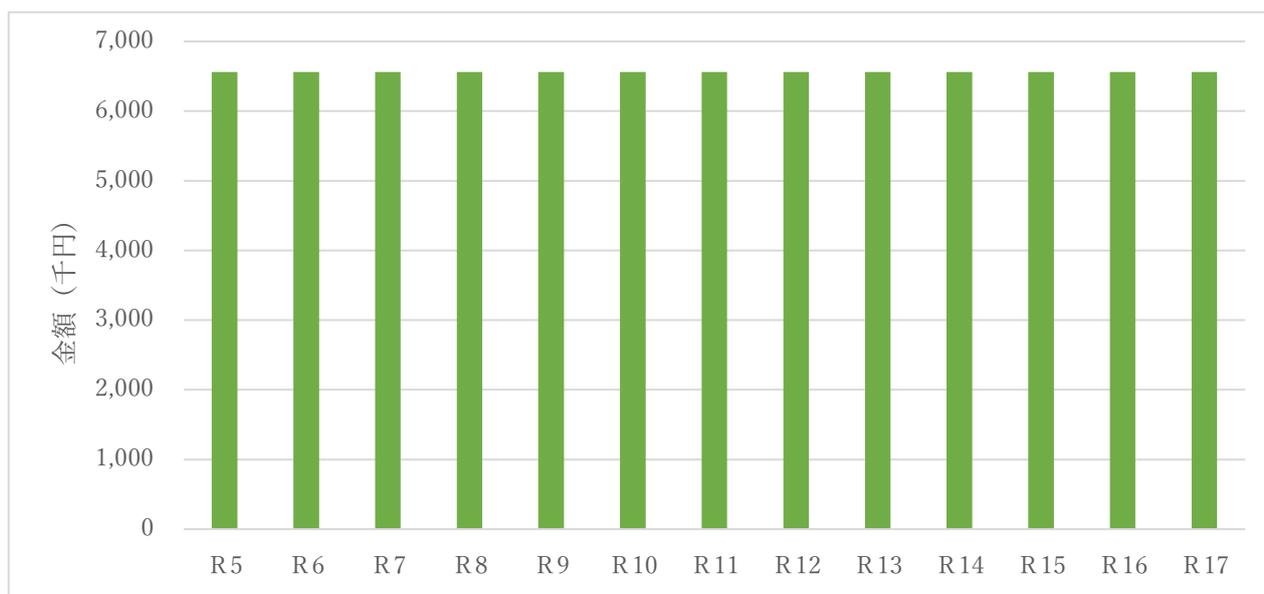


図 14 下水道使用料収入の推計

(2) 他会計繰入金

下水道事業に係る経費の負担区分については、「雨水公費・汚水私費」が原則となっています。これは、受益者等を特定できない雨水処理については公費で負担し、受益者が特定できる汚水処理については、下水道使用料での負担を原則とするものです。ただし、汚水処理に要する経費のうち、建設コストが割高になる分流式下水道に要する経費等については、公的な便益も認められることから一部公費により負担されています。しかし、年々総務省に定めのある基準内繰入金としての一般会計繰入金は減少していきます。下水道事業への一般会計からの支出に依存しているため、広域化・共同化・最適化等を行い改善が必要になります。

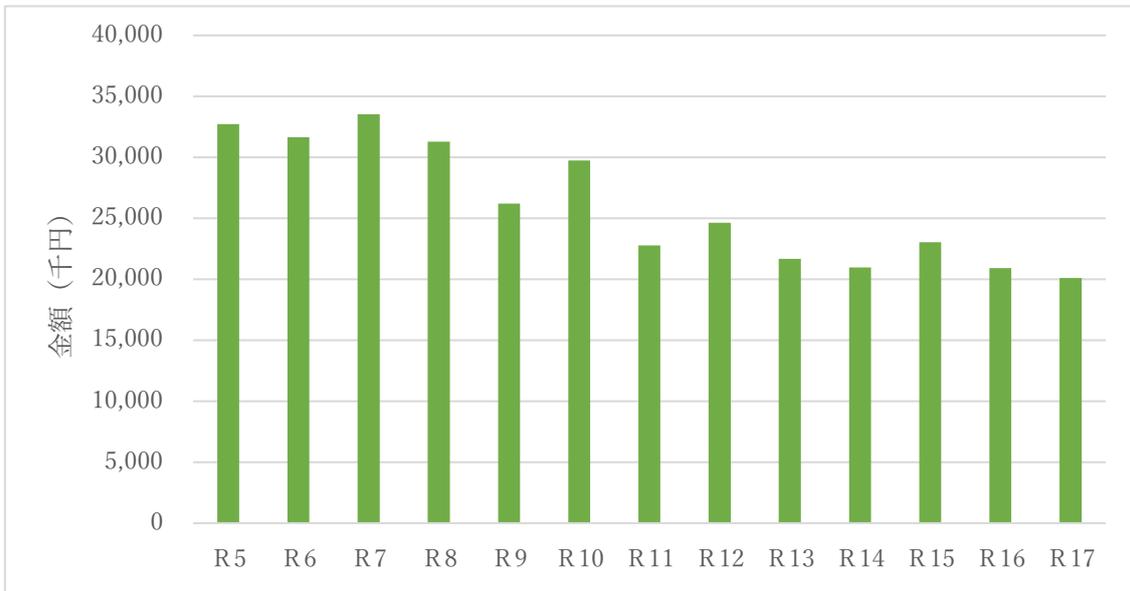


図 15 他会計繰入金の推計

6-2-2 資本的収入

(1) 他会計補助金

他会計補助金に関しては事業が完成しているため少額となっています。

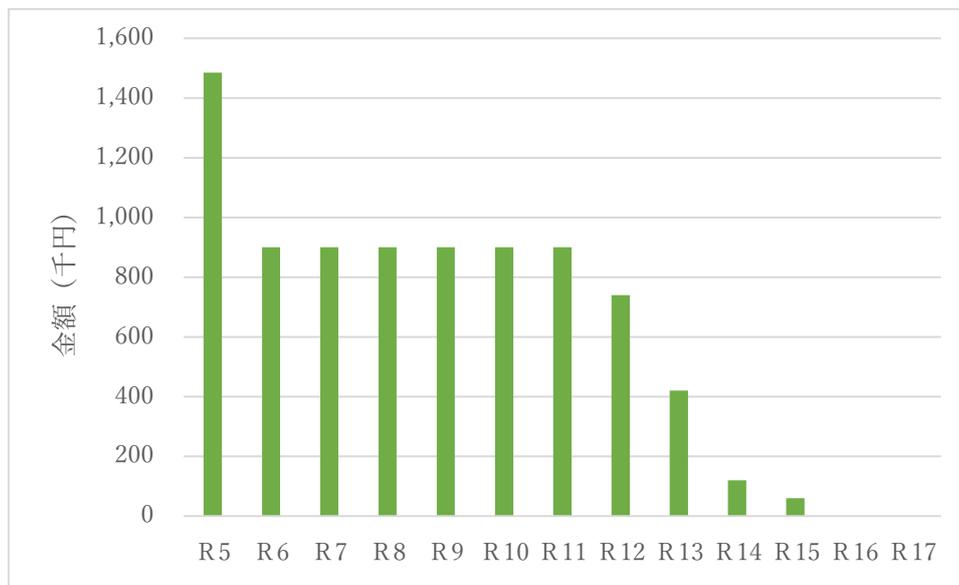


図 16 他会計補助金の推計

(2) 企業債

企業債の借入額は、令和7年度まで資本費平準化債が主な借入です。令和8年度以降は借入の予定はありません。

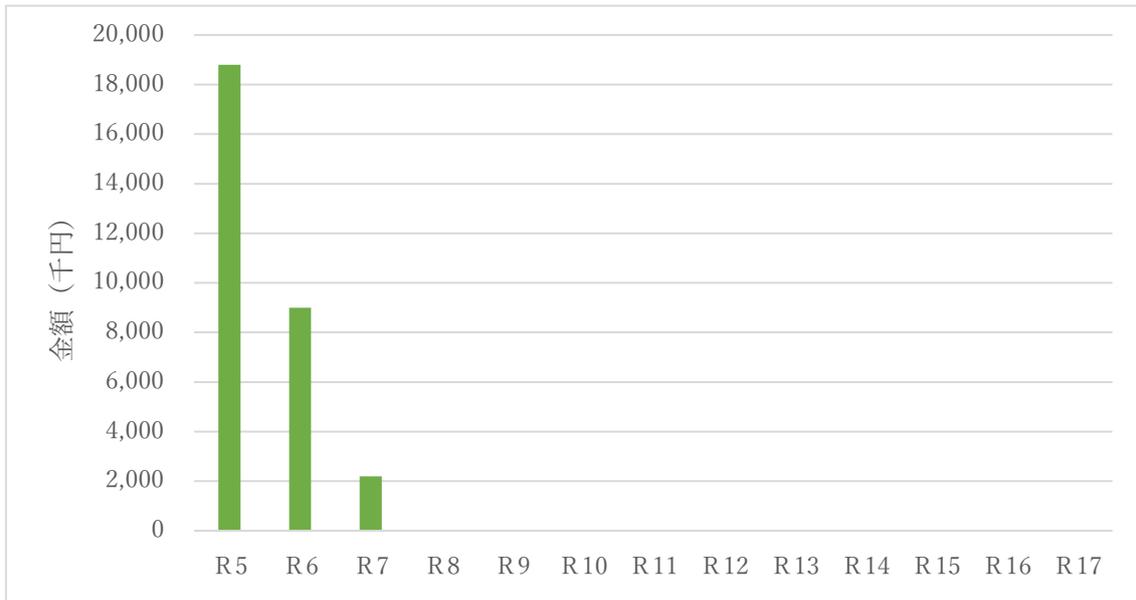


図 17 企業債借入額の推計

6-3 財政シミュレーション

投資試算、財源試算を踏まえ、令和 5 年度から令和 14 年度までの計画期間で収支が均衡するための財政シミュレーションを実施しました。

また、参考までに財政シミュレーションは、令和 17 年度に広域化・共同化・最適化に伴い農業集落排水事業の処理場 2 箇所を公共下水道事業に切り替える予定のため、今回の投資試算、財源試算の推計期間は令和 17 年度まで実施し、計画期間と同様に収支均衡するように検討しました。

Case1: 計画期間・推計期間の 13 年間を通じて現行の下水道使用料単価 166 円/m³を改定しない場合

Case2: 令和 5 年度から令和 14 年度までの計画期間内で、令和 14 年度以降は令和 17 年度までの推計期間を通して、令和 10 年度に下水道使用料を改定する場合

Case3: 計画期間内での下水道使用料改定の影響を緩和するために、改定時期を令和 10 年度と令和 14 年度の 2 回に分ける場合

6-4 投資・財政計画の決定

6-4-1 財政シミュレーション結果の検討

財政シミュレーションの結果、Case1、2、3 でも官庁会計の為、実質収支は黒字ですが、令和 6 年度地方公営企業法を適用し、令和 6 年度以降に再度経営戦略の改定を行い、将来の事業運営が困難とならないように計画を改定します。

計画期間内の下水道使用料改定時期は、令和 10 年度を計画しております。Case2 では令和 10 年度に 1 回、Case3 では令和 10 年度と令和 14 年度の 2 回としていますが、具体的な改定時期、回数は、今後実際の下水道使用料改定を検討する際に決定することとし、本戦略では両方のケースを採用しています。

6-4-2 投資・財政計画 (Case1) 1/2

(単位：千円, %)

区分	年度	令和												
		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	見込	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
収益的収入	1 総収入	46,466	38,851	39,282	38,216	40,095	37,844	32,769	36,292	29,330	31,191	28,235	27,529	
	(1) 営業収入	6,562	6,562	6,562	6,562	6,562	6,562	6,562	6,562	6,562	6,562	6,562	6,562	
	イ 受託工事収入	6,562	6,562	6,562	6,562	6,562	6,562	6,562	6,562	6,562	6,562	6,562	6,562	
	ウ その他													
	(2) 営業外収入	39,904	32,289	32,720	31,654	33,533	31,282	26,207	29,730	22,768	24,629	21,673	20,967	
	ア 他会社継続収入	39,904	32,289	32,720	31,654	33,533	31,282	26,207	29,730	22,768	24,629	21,673	20,967	
	イ その他	19,204	15,681	16,216	13,634	13,702	12,612	13,923	20,252	14,583	15,795	12,644	11,889	
収益的支出	(1) 営業費用	12,616	11,322	12,985	11,322	12,004	11,322	12,893	19,365	13,799	15,082	12,004	11,322	
	ア 職員給与													
	イ その他	12,616	11,322	12,985	11,322	12,004	11,322	12,893	19,365	13,799	15,082	12,004	11,322	
	(2) 営業外費用	6,588	4,359	3,231	2,312	1,698	1,290	1,030	887	784	713	640	567	
	ア 支払利息	5,646	4,359	3,231	2,312	1,698	1,290	1,030	887	784	713	640	567	
	イ その他	942	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	3 収支差引 (A)-(D)-(E)	27,262	23,170	23,066	24,582	26,393	25,232	18,846	16,040	14,747	15,396	15,591	15,640	
資本的収入	1 地方債	26,306	22,512	20,285	9,900	3,100	900	900	900	900	740	420	120	
	(1) 地方債	24,200	20,500	18,800	9,000	2,200	0	0	0	0	0	0	0	
	(2) 地方債	21,200	19,900	18,200	9,000	2,200	0	0	0	0	0	0	0	
	(3) 地方債	1,926	2,012	1,485	900	900	900	900	900	900	740	420	120	
	(4) 固定資産売却代金													
	(5) 国(都道府県)補助金													
	(6) 工事負担金	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
資本的支出	2 資本的支出	53,825	45,477	43,351	34,482	29,493	26,132	19,746	16,940	15,647	16,136	16,011	15,760	
	(1) 建設費	3,464	616	616	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(2) 地方債償還金	50,361	44,861	42,735	34,482	29,493	26,132	19,746	16,940	15,647	16,136	16,011	15,760	
	(3) 他会計長期借入金返還金													
	(4) 他会計への繰出金													
	(5) その他													
	3 収支差引 (F)-(G)-(I)	-27,519	-22,965	-23,066	-24,582	-26,393	-25,232	-18,846	-16,040	-14,747	-15,396	-15,591	-15,640	

6-4-2 投資・財政計画 (Case1) 2/2

(単位：千円, %)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 (決算)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度
収支再差引	(E)+(I)	(J)	-257	205	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積立金	(K)													
前年度からの繰越金	(L)	3,051	2,795		3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
前年度繰上充用金	(M)													
収益的支出に充てた地方債	(N)													
収益的支出に充てた他会計借入金	(O)													
形式収支 (J)-(K)+(L)-(M)+(N)+(O)	(P)	2,794	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
翌年度へ繰り越すべき財源	(Q)													
実質収支黒字	(R)	2,794	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
(P)-(Q)	(S)													
赤字比率	(S) (B)-(C) × 100													
収益的収支比率	(A) (D)+(H) × 100	66.8	64.2		66.6	79.4	92.8	97.7	97.3	97.6	97.0	97.7	98.5	99.6
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(T)													
営業収益 - 受託工事収益	(B)-(C)	6,562	6,562		6,562	6,562	6,562	6,562	6,562	6,562	6,562	6,562	6,562	6,562
地方財政法による 資金不足の比率	((T)/(U) × 100)													
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額	(V)													
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(W)													
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(X)													
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	(V) / (X) × 100													
他会計借入金	(Y)													
地方債	(Z)	336,169	311,808		287,873	262,391	235,098	208,966	189,220	172,280	156,633	140,497	124,486	108,726

(単位：千円)

○他会計繰入金

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 (決算)	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度
収益的収支分		39,904	32,289	32,720	32,720	31,654	33,533	31,282	26,207	29,730	22,768	24,629	21,673	20,967
うち基準内繰入金		33,165	27,324	26,296	26,296	26,895	28,092	26,523	19,876	16,927	15,531	16,109	16,231	16,208
うち基準外繰入金		6,739	4,965	6,424	6,424	4,759	5,441	4,759	6,331	12,803	7,237	8,520	5,442	4,759
資本的収支分		1,926	2,012	1,485	1,485	900	900	900	900	900	900	740	420	120
うち基準内繰入金		1,642	1,996	1,469	1,469	900	900	900	900	900	900	740	420	120
うち基準外繰入金		284	16	16	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		41,830	34,301	34,205	34,205	32,554	34,433	32,182	27,107	30,630	23,668	25,369	22,093	21,087

6-4-3 投資・財政計画 (Case2) 1/2

(単位：千円、%)

区分	年度	前々年度										令和14年度	
		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 (見込)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度		令和12年度
収益	1 総収益	46,466	38,851	40,095	37,844	32,769	36,892	29,930	31,791	28,835	28,129		
	(1) 営業収益	6,562	6,562	6,562	6,562	6,562	7,162	7,162	7,162	7,162	7,162		
収益	2 総収益	39,904	32,289	33,533	31,282	26,207	29,730	22,768	24,629	21,673	20,967		
	(1) 営業収益	39,904	32,289	33,533	31,282	26,207	29,730	22,768	24,629	21,673	20,967		
支出	1 総支出	12,616	15,681	13,702	12,612	13,923	20,252	14,583	15,795	12,644	11,889		
	(1) 営業支出	12,616	11,322	12,004	11,322	12,893	19,365	13,799	15,082	12,004	11,322		
支出	2 総支出	6,588	4,359	1,698	1,290	1,030	887	784	713	640	567		
	(1) 営業支出	5,646	4,359	1,698	1,290	1,030	887	784	713	640	567		
支出	3 総支出	27,262	23,170	26,393	25,232	18,846	16,640	15,347	15,996	16,191	16,240		
	(1) 営業支出	26,306	22,512	3,100	900	900	900	900	740	420	120		
資本的収入	1 総収入	21,200	19,900	2,200	0	0	0	0	0	0	0		
	(1) 営業収入	1,926	2,012	900	900	900	900	900	740	420	120		
資本的収入	2 総収入	53,825	45,477	29,493	26,132	19,746	16,940	15,647	16,136	16,011	15,760		
	(1) 営業収入	3,464	616	0	0	0	0	0	0	0	0		
資本的収入	3 総収入	50,361	44,861	29,493	26,132	19,746	16,940	15,647	16,136	16,011	15,760		
	(1) 営業収入												
資本的収入	4 総収入												
	(1) 営業収入												
資本的収入	5 総収入												
	(1) 営業収入												
資本的収入	6 総収入												
	(1) 営業収入												
資本的収入	7 総収入												
	(1) 営業収入												
資本的収入	8 総収入												
	(1) 営業収入												
資本的収入	9 総収入												
	(1) 営業収入												
資本的収入	10 総収入												
	(1) 営業収入												
資本的収入	11 総収入												
	(1) 営業収入												
資本的収入	12 総収入												
	(1) 営業収入												
資本的収入	13 総収入												
	(1) 営業収入												
資本的収入	14 総収入												
	(1) 営業収入												
資本的収入	15 総収入												
	(1) 営業収入												
資本的収入	16 総収入												
	(1) 営業収入												
資本的収入	17 総収入												
	(1) 営業収入												
資本的収入	18 総収入												
	(1) 営業収入												
資本的収入	19 総収入												
	(1) 営業収入												
資本的収入	20 総収入												
	(1) 営業収入												
資本的収入	21 総収入												
	(1) 営業収入												
資本的収入	22 総収入												
	(1) 営業収入												
資本的収入	23 総収入												
	(1) 営業収入												
資本的収入	24 総収入												
	(1) 営業収入												
資本的収入	25 総収入												
	(1) 営業収入												
資本的収入	26 総収入												
	(1) 営業収入												
資本的収入	27 総収入												
	(1) 営業収入												
資本的収入	28 総収入												
	(1) 営業収入												
資本的収入	29 総収入												
	(1) 営業収入												
資本的収入	30 総収入												
	(1) 営業収入												
資本的収入	31 総収入												
	(1) 営業収入												
資本的収入	32 総収入												
	(1) 営業収入												
資本的収入	33 総収入												
	(1) 営業収入												
資本的収入	34 総収入												
	(1) 営業収入												
資本的収入	35 総収入												
	(1) 営業収入												
資本的収入	36 総収入												
	(1) 営業収入												
資本的収入	37 総収入												
	(1) 営業収入												
資本的収入	38 総収入												
	(1) 営業収入												
資本的収入	39 総収入												
	(1) 営業収入												
資本的収入	40 総収入												
	(1) 営業収入												
資本的収入	41 総収入												
	(1) 営業収入												
資本的収入	42 総収入												
	(1) 営業収入												
資本的収入	43 総収入												
	(1) 営業収入												
資本的収入	44 総収入												
	(1) 営業収入												
資本的収入	45 総収入												
	(1) 営業収入												
資本的収入	46 総収入												
	(1) 営業収入												
資本的収入	47 総収入												
	(1) 営業収入												
資本的収入	48 総収入												
	(1) 営業収入												
資本的収入	49 総収入												
	(1) 営業収入												
資本的収入	50 総収入												
	(1) 営業収入												
資本的収入	51 総収入												
	(1) 営業収入												
資本的収入	52 総収入												
	(1) 営業収入												
資本的収入	53 総収入												
	(1) 営業収入												
資本的収入	54 総収入												
	(1) 営業収入												
資本的収入	55 総収入												
	(1) 営業収入												
資本的収入	56 総収入												
	(1) 営業収入												
資本的収入	57 総収入												
	(1) 営業収入												
資本的収入	58 総収入												
	(1) 営業収入												
資本的収入	59 総収入												
	(1) 営業収入												
資本的収入	60 総収入												
	(1) 営業収入												
資本的収入	61 総収入												
	(1) 営業収入												
資本的収入	62 総収入												
	(1) 営業収入												

6-4-3 投資・財政計画 (Case2) 2/2

(単位：千円、%)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 〔見込〕	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度
収支再差引	(I)	-257	0	205	0	0	0	0	0	600	600	600	600	600
積立金	(K)													
前年度からの繰越金	(L)	3,051	3,000	2,795	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,600	4,200	4,800	5,400
前年度繰上充用金	(M)													
収益的支出に充てた地方債	(N)													
収益的支出に充てた他会計借入金	(O)													
形式収支 (J)-(K)+(L)-(M)+(N)+(O)	(P)	2,794	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,600	4,200	4,800	5,400	6,000
翌年度へ繰り越すべき財源	(Q)													
実質収支黒字	(R)	2,794	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,600	4,200	4,800	5,400	6,000
(P)-(Q) 赤字	(S)													
赤字比率 ((S) / (B)-(C)) × 100)														
収益的収支比率 ((A) / (D)+(H)) × 100)		66.8	66.6	64.2	66.6	79.4	92.8	97.7	97.3	99.2	99.0	99.6	100.6	101.7
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(T)													
営業収益 - 受託工事収益 (B)-(C)	(U)	6,562	6,562	6,562	6,562	6,562	6,562	6,562	6,562	7,162	7,162	7,162	7,162	7,162
地方財政法による 資金不足の比率 ((T)/(U)×100)	(V)													
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(W)													
健全化法施行令第6条に規定する 解消可能資金不足額	(X)													
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(Y)													
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((V) / (X)) × 100)	(Z)													
他会計借入金	(Y)													
地方債	(Z)	336,170	287,874	311,809	287,874	262,392	235,099	208,967	189,221	172,281	156,634	140,498	124,487	108,727

(単位：千円)

○他会計繰入金

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 〔見込〕	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度
収益的収支分		39,904	32,289	32,289	32,289	31,654	33,533	31,282	26,207	29,730	22,768	24,629	21,673	20,967
うち基準内繰入金		33,165	27,324	27,324	26,296	26,895	28,092	26,523	19,876	16,927	15,531	16,109	16,231	16,208
うち基準外繰入金		6,739	4,965	4,965	6,424	4,759	5,441	4,759	6,331	12,803	7,237	8,520	5,442	4,759
資本的収支分		1,926	2,012	2,012	1,485	900	900	900	900	900	900	740	420	120
うち基準内繰入金		1,642	1,996	1,996	1,469	900	900	900	900	900	900	740	420	120
うち基準外繰入金		284	16	16	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		41,830	34,301	34,301	34,205	32,554	34,433	32,182	27,107	30,630	23,668	25,369	22,093	21,087

6-4-4 投資・財政計画 (Case3) 1/2

(単位：千円, %)

区分	年度	前々年度 (決算)													前年度 (決算)													令和																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465	466	467	468	469	470	471	472	473	474	475	476	477	478	479	480	481	482	483	484	485	486	487	488	489	490	491	492	493	494	495	496	497	498	499	500	501	502	503	504	505	506	507	508	509	510	511	512	513	514	515	516	517	518	519	520	521	522	523	524	525	526	527	528	529	530	531	532	533	534	535	536	537	538	539	540	541	542	543	544	545	546	547	548	549	550	551	552	553	554	555	556	557	558	559	560	561	562	563	564	565	566	567	568	569	570	571	572	573	574	575	576	577	578	579	580	581	582	583	584	585	586	587	588	589	590	591	592	593	594	595	596	597	598	599	600	601	602	603	604	605	606	607	608	609	610	611	612	613	614	615	616	617	618	619	620	621	622	623	624	625	626	627	628	629	630	631	632	633	634	635	636	637	638	639	640	641	642	643	644	645	646	647	648	649	650	651	652	653	654	655	656	657	658	659	660	661	662	663	664	665	666	667	668	669	670	671	672	673	674	675	676	677	678	679	680	681	682	683	684	685	686	687	688	689	690	691	692	693	694	695	696	697	698	699	700	701	702	703	704	705	706	707	708	709	710	711	712	713	714	715	716	717	718	719	720	721	722	723	724	725	726	727	728	729	730	731	732	733	734	735	736	737	738	739	740	741	742	743	744	745	746	747	748	749	750	751	752	753	754	755	756	757	758	759	760	761	762	763	764	765	766	767	768	769	770	771	772	773	774	775	776	777	778	779	780	781	782	783	784	785	786	787	788	789	790	791	792	793	794	795	796	797	798	799	800	801	802	803	804	805	806	807	808	809	810	811	812	813	814	815	816	817	818	819	820	821	822	823	824	825	826	827	828	829	830	831	832	833	834	835	836	837	838	839	840	841	842	843	844	845	846	847	848	849	850	851	852	853	854	855	856	857	858	859	860	861	862	863	864	865	866	867	868	869	870	871	872	873	874	875	876	877	878	879	880	881	882	883	884	885	886	887	888	889	890	891	892	893	894	895	896	897	898	899	900	901	902	903	904	905	906	907	908	909	910	911	912	913	914	915	916	917	918	919	920	921	922	923	924	925	926	927	928	929	930	931	932	933	934	935	936	937	938	939	940	941	942	943	944	945	946	947	948	949	950	951	952	953	954	955	956	957	958	959	960	961	962	963	964	965	966	967	968	969	970	971	972	973	974	975	976	977	978	979	980	981	982	983	984	985	986	987	988	989	990	991	992	993	994	995	996	997	998	999	1000	1001	1002	1003	1004	1005	1006	1007	1008	1009	1010	1011	1012	1013	1014	1015	1016	1017	1018	1019	1020	1021	1022	1023	1024	1025	1026	1027	1028	1029	1030	1031	1032	1033	1034	1035	1036	1037	1038	1039	1040	1041	1042	1043	1044	1045	1046	1047	1048	1049	1050	1051	1052	1053	1054	1055	1056	1057	1058	1059	1060	1061	1062	1063	1064	1065	1066	1067	1068	1069	1070	1071	1072	1073	1074	1075	1076	1077	1078	1079	1080	1081	1082	1083	1084	1085	1086	1087	1088	1089	1090	1091	1092	1093	1094	1095	1096	1097	1098	1099	1100	1101	1102	1103	1104	1105	1106	1107	1108	1109	1110	1111	1112	1113	1114	1115	1116	1117	1118	1119	1120	1121	1122	1123	1124	1125	1126	1127	1128	1129	1130	1131	1132	1133	1134	1135	1136	1137	1138	1139	1140	1141	1142	1143	1144	1145	1146	1147	1148	1149	1150	1151	1152	1153	1154	1155	1156	1157	1158	1159	1160	1161	1162	1163	1164	1165	1166	1167	1168	1169	1170	1171	1172	1173	1174	1175	1176	1177	1178	1179	1180	1181	1182	1183	1184	1185	1186	1187	1188	1189	1190	1191	1192	1193	1194	1195	1196	1197	1198	1199	1200	1201	1202	1203	1204	1205	1206	1207	1208	1209	1210	1211	1212	1213	1214	1215	1216	1217	1218	1219	1220	1221	1222	1223	1224	1225	1226	1227	1228	1229	1230	1231	1232	1233	1234	1235	1236	1237	1238	1239	1240	1241	1242	1243	1244	1245	1246	1247	1248	1249	1250	1251	1252	1253	1254	1255	1256	1257	1258	1259	1260	1261	1262	1263	1264	1265	1266	1267	1268	1269	1270	1271	1272	1273	1274	1275	1276	1277	1278	1279	1280	1281	1282	1283	1284	1285	1286	1287	1288	1289	1290	1291	1292	1293	1294	1295	1296	1297	1298	1299	1300	1301	1302	1303	1304	1305	1306	1307	1308	1309	1310	1311	1312	1313	1314	1315	1316	1317	1318	1319	1320	1321	1322	1323	1324	1325	1326	1327	1328	1329	1330	1331	1332	1333	1334	1335	1336	1337	1338	1339	1340	1341	1342	1343	1344	1345	1346	1347	1348	1349	1350	1351	1352	1353	1354	1355	1356	1357	1358	1359	1360	1361	1362	1363	1364	1365	1366	1367	1368	1369	1370	1371	1372	1373	1374	1375	1376	1377	1378	1379	1380	1381	1382	1383	1384	1385	1386	1387	1388	1389	1390	1391	1392	1393	1394	1395	1396	1397	1398	1399	1400	1401	1402	1403	1404	1405	1406	1407	1408	1409	1410	1411	1412	1413	1414	1415	1416	1417	1418	1419	1420	1421	1422	1423	1424	1425	1426	1427	1428	1429	1430	1431	1432	1433	1434	1435	1436	1437	1438	1439	1440	1441	1442	1443	1444	1445	1446	1447	1448	1449	1450	1451	1452	1453	1454	1455	1456	1457	1458	1459	1460	1461	1462	1463	1464	1465	1466	1467	1468	1469	1470	1471	1472	1473	1474

6-4-4 投資・財政計画 (Case3) 2/2

(単位：千円，%)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 〔見込〕	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度
収支再差引	(E)+(I)	-257		205	0	0	0	0	0	600	600	600	600	1,200
積立金	(K)													
前年度からの繰越金	(L)	3,051		2,795	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,600	4,200	4,800	5,400
前年度繰上充用金	(M)													
収益的支出に充てた地方債	(N)													
収益的支出に充てた他会計借入金	(O)													
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)+(N)+(O)	2,794		3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,600	4,200	4,800	5,400	6,600
翌年度へ繰り越すべき財源	(Q)													
実質収支	(R)	2,794		3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,600	4,200	4,800	5,400	6,600
(P)-(Q)	(S)													
赤字比率	$(\frac{S}{(B)-(C)}) \times 100$													
収益的収支比率	$(\frac{A}{(D)+(H)}) \times 100$	66.8		64.2	66.6	79.4	92.8	97.7	97.3	99.2	99.0	99.6	100.6	103.9
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(T)				6,562	6,562	6,562	6,562	6,562	7,162	7,162	7,162	7,162	7,762
営業収益 - 受託工事収益	(B)-(C)													
地方財政法による	((T)/(U)×100)													
資金不足の比率	(V)													
健全化法施行令第16条により算定した	(W)													
健全化法施行規則第6条に規定する	(X)													
解消可能資金不足額	(Y)													
健全化法施行令第17条により算定した	(Z)													
事業の規模	(V) / (X) × 100													
健全化法第22条により算定した	(Y)													
資金不足比率	(Z)													
他会計借入金	(Y)													
地方債	(Z)	336,169	311,808	287,873	262,391	235,098	208,966	189,220	172,280	156,633	140,497	124,486	108,726	

(単位：千円)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 〔見込〕	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度
〇他会計繰入金														
収益的収支分		39,904	32,289	31,654	32,720	26,207	29,730	22,768	24,629	21,673	20,967	16,208	16,208	16,208
うち基準内繰入金		33,165	27,324	26,895	26,296	19,876	16,927	15,531	16,109	16,231	16,208	16,208	16,208	16,208
うち基準外繰入金		6,739	4,965	4,759	6,424	6,331	12,803	7,237	8,520	5,442	4,759	4,759	4,759	4,759
資本的収支分		1,926	2,012	1,485	1,469	900	900	900	900	900	900	900	900	900
うち基準内繰入金		1,642	1,996	1,469	1,469	900	900	900	900	900	900	900	900	900
うち基準外繰入金		284	16	16	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		41,830	34,301	34,205	32,554	34,433	32,182	27,107	30,630	23,668	25,369	22,093	21,087	

第7章 今後の考え方・検討状況

7-1 投資

(1) 広域化・共同化・最適化

令和17年度に農業集落排水事業の処理場2地区を流域下水道へ編入させる予定で、処理場の維持管理費、施設の老朽化に伴う改築・更新費用の低減が可能となります。

(2) 投資の平準化

須恵町では現在耐用年数が経過している施設はありませんが、管路施設の老朽化対策等の最新の情報を入手する努力等、投資の平準化の為に最善を尽くせるようにします。

(3) 民間活力の活用（PPP/PFIなど）に関する事項

須恵町では、PPP/PFIなどの予定は今後ありません。

7-2 財源

(1) 下水道使用料

農業集落排水事業は事業が完成しており、増収が見込めない厳しい状況のため、広域化・共同化・最適化にて公共下水道事業に切り替えた後、独立採算制の下水道使用料水準を維持できるようにします。さらに、令和6年度地方公営企業法を適用し、令和6年度以降に再度経営戦略の改定を行い、将来の改築・更新を考慮した資産維持費を見込んだ下水道使用料の検討を行います。

7-3 投資以外の経費

(1) その他の経費

印刷製本費、動力費等、一般会計等他業務との共同契約等による費用削減を推進します。

第8章 進行管理

8-1 推進体制と進捗管理

本戦略は、令和5年度から令和14年度までの10年間とし、原則5年毎を目途に見直していきませんが、公共下水道事業が令和12年度概成後、令和17年度に農業集落排水事業である皿山地区・古の添地区の処理場を廃止し公共下水道事業に切り替える予定のため、見直しの時期に関してもそのことを考慮しながら見直しを行います。本戦略の実施にあたっては、各施策をPDCAサイクルに基づき、実施目標の達成状況を管理することで、施策を評価し継続的な改善に取り組み、効率的かつ効果的に推進します。

8-2 施策の取り組みによる効果の検証

本戦略で定めた施策の取り組みによる効果は、各取り組み方針で定めた目標値との整合確認を通じて確認します。確認の結果、目標値と実績値に乖離があった場合は、原因を特定し、必要な対策を検討あるいは必要に応じて目標値を見直す等の対応を図ります。